

議案第12号

武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

## 武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(基本方針等) 第2条 (略) 2.及び3 (略) 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営にあたっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	(基本方針等) 第2条 (略) 2.及び3 (略) 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営にあたっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	字句の追加
5から7まで (略)	5から7まで (略)	

<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第14条第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
--	---	--------------------------

	<p><u>情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>	
(管理者)	(管理者)	
第4条 (略)	第4条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	字句の削除
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)	
第5条 (略)	第5条 (略)	
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指	字句の改正

<p>の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めことができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めできること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>字句の削除 項の追加</p>

	<p><u>居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならぬ。</u></p>	
3 (略)		項の繰下げ
4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第7項</u> で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	項の繰下げ	
(1) (略)		字句の改正
(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規</u>	(1) (略)  (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情</u>	字句の改正

	<p>定する重要事項を記録したもの</p> <p>を交付する方法</p>	
<p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>項の繰下げ</p>
		<p>項の繰下げ及び字句の改正</p>
<p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
<p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p>	<p>(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>	
<p><u>8</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p>	<p><u>9</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p>	<p>項の繰下げ</p>
<p>第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本</p>	<p>方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本</p>	

<p>取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)から(13)まで</u></p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師</u>又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、</p>	<p>取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5)から(15)まで</u></p> <p>(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p><u>(17) 介護支援専門員は、第15号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、</u></p>	<p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p>
---	--	--

<p>利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する</u>こと。</p>	<p>利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者に面接する</u>こと。</p>	<p>字句の削除 イの追加</p> <p><u>イ アの規定による面接</u> は、<u>利用者の居宅を訪問することによって行うこと</u>。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、<u>少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する</u>ときは、<u>利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接する</u>ことができるものとする。</p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うこと</u>について、文書により利用者の同意を得ていること。、</p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>A 利用者的心身の状</p>
--	---	--

	<p><u>況が安定していること。</u></p> <p><u>B 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>C 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p>	
<u>イ (略)</u>	<u>ウ (略)</u>	イの繰下げ
<u>(16) (略)</u>	<u>(18) (略)</u>	号の繰下げ
<u>(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</u>	<u>(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</u>	号の繰下げ及び字句の改正。字句の改正
<u>(18)から(29)まで</u>	<u>(20)から(31)まで</u>	号の繰下げ
<u>(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u>	<u>(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u>	号の繰下げ 字句の追加
<u>(31) (略)</u>	<u>(33) (略)</u>	号の繰下げ
<u>(掲示)</u>	<u>(掲示)</u>	

<p>第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>	<p>項の追加</p>
<p>第30条 （略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅</p>	<p>第30条 （略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第14条第15号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅</p>	<p>字句の改正</p>

<p>介護支援台帳</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録</p>	<p>介護支援台帳</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第14条第9号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第14条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第14条第17号に規定するモニタリングの結果の記録</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(3) 第14条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第17条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>号の追加</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p>
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供にあたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供にあたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その</p>	

<p>他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第30号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>字句の改正 字句の削除</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項第2号の改正及び第32条第1項の改正（「第28号」を「第30号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

### (重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の武藏野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第23条第3項（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

### (提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。